

証券コード 2375
(発信日)2026年1月14日
(電子提供措置の開始日2026年1月7日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目11番6号
ギグワークス株式会社
代表取締役社長 村 田 峰 人

第49期(2025年10月期)定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期(2025年10月期)定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第49期(2025年10月期)定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://gig.co.jp/ir/meeting>

また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類もご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年1月28日(水曜日)午後6時までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。

本年も株主総会ご出席者様へのお土産の準備はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年1月29日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
虎ノ門ツインビルディング西棟 地下1階
虎ノ門ツインビルディング カンファレンスホール 中会議室A
*末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。 |

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項**
1. 第49期（自2024年11月1日至2025年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（自2024年11月1日至2025年10月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

・代理人による議決権行使

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。（その際、代理人としてご出席される株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。）

・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また受付の際、本人確認をさせていただく場合がございますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきますので、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

~~~~~

事業報告

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、エネルギー・原材料価格の高騰による物価上昇に加え、米国の経済政策の影響もあり、経済の見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループは、『日本のギグ・エコノミーのプラットフォームになり、労働市場に革命を起こす』をビジョンに掲げ、単なる仕事の仲介に留まらず、プラットフォームの「GiGWorks Basic」を通じて、ギグワーカーとクライアント企業が直接仕事を受発注できる環境を提供しております。これにより、短時間の副業、フリーランス、テレワークなどの多様な働き方を選択可能とし、個々の生活に合ったワークスタイルを実現しております。構造的な人手不足が深刻化する現在、ギグワーカーが活躍するフィールドサービス、ブロックチェーン技術を応用したWeb3サービスなど、当社グループの社会的な重要性が高まっていると考えております。

このような環境下、当社グループは、ITに精通した登録ギグワーカーが活躍するオンデマンドエコノミー事業、ブロックチェーン技術を応用したWeb3サービス事業、ITエンジニアによるシステム開発を中心としたシステムソリューション事業、個人事業主から大手法人まで企業規模を問わず利用可能な機能的なシェアオフィス提供を主体とするシェアリングエコノミー事業により、業容拡大と持続的な企業価値の向上に取組んでまいりました。

当連結会計年度において「デジタルマーケティング事業」を担う日本直販株式会社の全株式を譲渡し、特別利益として関係会社株式売却益8億64百万円、特別損失として債権放棄損3億円を計上しております。また、Web3サービス事業のソフトウェア一部とシェアリングエコノミー事業の一部拠点の有形固定資産の減損損失を合計1億71百万円計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は222億61百万円（前年同期比12.2%減）、営業利益は15百万円（前連結会計年度は4億4百万円の損失）、経常利益は5百万円（前連結会計年度は4億27百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億72百万円（前連結会計年度は7億25百万円の損失）となりました。

(注) ギグ・エコノミーとは、インターネット等を通じて単発・短期の仕事を受注する働き方やそれによって成立する経済活動のことを言います。近年、グローバルに使われるようになった用語で、ネット仲介の配車サービスや宅配サービスなどが有名です。一般的にギグ・エコノミーは、個人の働き方が多様化した一つの形態であり、日本国内においても、働き方改革、副業・兼業の定着化に伴い、今後は仕事を仲介・サポートする当社のようなプラットフォーム提供企業の役割がより重要になると考えております。

セグメントごとの経営状況は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来「オンデマンドエコノミー事業」に含まれていたブロックチェーン技術を応用したアプリ開発について、報告セグメントを「Web3サービス事業」として記載する方法に変更しております。なお、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

(オンデマンドエコノミー事業)

オンデマンドエコノミー事業は、「必要な時に必要なだけ働ける」をコンセプトに掲げ、ライフスタイルや人生のステージに合わせた柔軟な働き方を可能にするプラットフォームを提供し、労働市場に新たな価値を創出しております。

個人事業主やフリーランスが数多く登録し、当連結会計年度には全国で3,690人のユニークワーカーが稼働しました。フィールドサービスは、Windows11移行に伴うマイグレーション需要によって、関連する案件のスポット受注も増加しており堅調に推移しました。一方、コンタクトセンターは、日本直販株式会社の売却に伴う同コールセンター取引の終了、通販関連のコロナ禍需要の落ち着きなどから、やや減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるオンデマンドエコノミー事業の売上高は104億5百万円（前年同期比1.5%減）、セグメント利益は6億83百万円（前年同期比4.3%減）となりました。

(Web3サービス事業)

Web3サービス事業は、ブロックチェーン技術を応用したアプリ開発を通じて、新しい働き方を大衆化させるプロダクトの創造を目指しております。2024年12月に当社の連結子会社である株式会社GALLUSYSが開発するアプリ「SNPIT」の独自トークンである「SNPIT Token (SNPT)」が、国内暗号資産取引所で取引開始されました。第1四半期連結会計期間において積極的な投資を実施したことが、前期と比較してセグメント損益を押し下げる要因となりました。当連結会計年度の10月においては、カルビーコラボレーションやハロウィンイベント等により開発売上が計上され10月単月においては黒字となりましたが、株式会社GALLUSYSのWeb3、AIの強みを生かした継続的な収益化に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度におけるWeb3サービス事業の売上高は1億71百万円（前年同期比34.4%減）、セグメント損失は5億81百万円（前連結会計年度は4億42百万円の損失）となりました。

(デジタルマーケティング事業)

デジタルマーケティング事業を運営する日本直販株式会社については、総合通販事業を長年展開し業界に深く精通している株式会社イメンスが通販事業の中心となり、当社グループは、祖業であるフィールドサービス事業の領域において提携していくことが当社グループ及び日本直販株式会社にとって有益であると判断し、全株式を2025年4月2日付（みなし譲渡日：2025年3月1日）で譲渡し、連結の範囲から除外しております。なお売上高、セグメント損失金額については、連結除外日までの実績を含んでおります。

以上の結果、当連結会計年度におけるデジタルマーケティング事業の売上高は12億92百万円（前年同期比75.8%減）、セグメント損失は1億63百万円（前連結会計年度は2億84百万円の損失）となりました。

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業は、ITエンジニアによるシステム開発を基盤に、プロフェッショナルサービスを提供しております。エンジニア人件費の値上りに伴う受注取引単価値上げの売価適正化策は、高品質で好評をいただいている状況下において順調にすすみ、増収増益要因となり、過去最高売上高と利益を更新しました。自社開発のCRMシステム「デコールCC、CRM3」は、AI活用による開発や機能拡充により製品力を高めております。また、受託開発業務やシステムエンジニアリングサービスは、ギグワーカーを含むビジネスパートナーとの連携を強化し、足元の業績は

好調に推移しております。今後は、中小企業における業務効率向上の需要に応えるため、DX推進やAIを活用したコンサルティングサービスの充実、自社コンサルタントの育成、これらを活用した地域創生や提携セミナーの開催などを通じて、受注拡大を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度におけるシステムソリューション事業の売上高は48億83百万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益は7億90百万円（前年同期比20.1%増）となりました。

（シェアリングエコノミー事業）

シェアリングエコノミー事業は、個人事業主から大手法人まで企業規模を問わず「必要なときに必要なだけ使える」機能的なシェアオフィスを提供しております。シェアオフィスの運営規模は85拠点、利用提携先を含めると、国内最大級の1,000拠点以上のマルチロケーションを利用できるワークスペースに成長いたしました。働き方の多様化やリモートワークの普及によってオフィスの存在意義も変わり、シェアオフィス需要が高まっている背景から、用途に応じて選択できる6つの契約プランに刷新しております。Webマーケティングを強化した結果、会員数は25,300会員に達し、既存オフィスの稼働率と利用率も向上しております。また、ギグワーカーのスタイリストが活躍するシェアサロン「nex the salon」は、2024年11月に渋谷に1店舗を新規出店し5店舗となり、それぞれが異なる技術に特化したスペシャリティサロンとしてお客様から好評をいただいております。さらに、不動産を管理運営するプロパティマネジメントサービスではバリューアッド第1号案件が完了し、業績は大幅に伸長し、過去最高売上高と利益を更新いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におけるシェアリングエコノミー事業の売上高は61億91百万円（前年同期比13.3%増）、セグメント利益は7億16百万円（前年同期比38.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は468,098千円であります。

この主な内訳は、Web3サービス事業においてサービスの提供プラットフォームとなるソフトウェアの開発費用として141,208千円、システムソリューション事業において販売用ソフトウェアの開発費用として175,927千円、シェアリングエコノミー事業においてシェアオフィス及び新規出店サロンの造作費用として74,029千円の投資を行っております。なお、上記金額には資産除去債務の見積もり変更による有形固定資産の増加額については含めておりません。

③ 資金調達の状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (2022年10月期)	第 47 期 (2023年10月期)	第 48 期 (2024年10月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売 上 高(千円)	22,932,969	26,432,484	25,369,014	22,261,869
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	232,916	△718,274	△725,553	272,075
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	11円83銭	△36円63銭	△36円66銭	13円72銭
総 資 産(千円)	10,682,349	9,193,495	8,271,321	7,812,086
純 資 産(千円)	3,922,191	3,095,966	2,555,490	2,797,259
1株当たり純資産額	195円41銭	151円44銭	123円47銭	136円36銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
ギグワークスアドバリュ(株)	100百万円	100.0%	オンデマンドエコノミー事業
ギグワークス・アドバンス(株)	100百万円	100.0%	オンデマンドエコノミー事業
(株)GALLUSYS	50百万円	75.0%	Web3サービス事業
ギグワークスクロスアイティ(株)	100百万円	100.0%	システムソリューション事業
nex(株)	368百万円	100.0%	シェアリングエコノミー事業

(4) 企業集団の対処すべき課題

① 事業体制の強化

当社グループはITを軸にしたオンデマンドエコノミー事業、Web3サービス事業、システムソリューション事業、シェアリングエコノミー事業の4セグメントを展開しております。なお、前事業年度に展開しておりました日本直販株式会社を中心とするデジタルマーケティング事業につきましては、2025年4月2日付（みなし譲渡日：2025年3月1日）で全株式を譲渡しておりますので、現在は事業展開をしておりません。

これまで、当社グループは既存事業の伸長とM&Aの活用により成長、事業拡大を継続しておりましたが、デジタルマーケティング事業については、セグメント損失が継続していたこともあり、事業の選択と集中の観点から、売却をしております。当該事業の売却により、当社グループの収益性は確実に向上しておりますので、今後はより高いレベルでの成長を目指してまいります。

② 取引先の満足度の向上

市場環境並びに労働環境の変化に伴い、取引先のニーズは、多様化・高度化が進んでおります。当社ではそのニーズに対応すべく、当社に対する満足度調査を取引先に定期的に実施するなど、課題、連携を密にしております。引き続き、より高度なニーズに対応すべく、専門性を高めるための組織体制、運営体制を強化することで、取引先から選ばれる企業を目指してまいります。

③ 当社登録スタッフ（ギグワーカー）の満足度の向上

オンデマンドエコノミー事業を行う上において、優秀なスタッフを確保していくことは事業拡大に必要不可欠と考えております。多様な働き方を提供している当社グループには、「雇用関係だけによらない働き方」・「多様かつ柔軟な働き方（副業・在宅等）」を希望する個人事業主、フリーランスが数多く登録しており、仕事を通じた当社との距離感が強みであります。一方で、人材不足が顕著な中では、登録スタッフの当社グループに対する満足度をより高める努力も求められております。当社としては、登録スタッフに対する福利厚生面も含めた待遇改善の検討や定期的な面談、スキルアップのための各種研修システム等を充実させることで、従来以上に信頼関係強化に努めてまいります。

④ 法的規制等について

2018年4月1日から改正労働契約法、改正労働者派遣法の適用が本格化しております。当社グループでは、組織（個人）単位の期間制限抵触日が2018年9月30日に到来したことを受け、派遣先での直接雇用推進若しくは派遣元での無期雇用化などの対策を進めております。

2020年4月からは「労働者派遣法やパートタイム・有期雇用労働法の改正（所謂、同一労働同一賃金の適用）」、2022年4月には個人情報保護法改正に伴い法令違反時の罰則強化もされておりますが、社内規程の変更や研修を徹底するなど適切に対応しております。

また、2024年11月1日からは「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（通称、フリーランス保護法）」が施行されております。同法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（個人事業主）と発注事業者（当社グループ）の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的としております。当社グループは同法への対応は全て完了しておりますが、引き続き、従業員、登録スタッフが安心して働くことのできる労働環境を構築してまいります。

⑤ 機密情報・個人情報の管理について

当社グループは、多数の登録スタッフ、取引先及び協力会社等の機密情報・個人情報を保有しております。当社グループにおきましては、情報セキュリティ管理システムの認証制度、ISO/IEC27001（JIS Q 27001）の認証を取得し、機密情報・個人情報の保護体制を強化してまいりました。

今後もセキュリティポリシーに基づいた管理体制を強化するとともに、適切に運用してまいります。

⑥ ダイバーシティ及び女性活躍推進の取組みについて

当社グループでは、多様な市場のニーズを的確に捉え、持続可能な成長を実現するためには、誰もが働きやすい環境を整えることが必要不可欠であると考えております。

その一環として、ダイバーシティ及び女性活躍推進活動にも積極的に取組んでおり、部署によっては、完全在宅を実施するなど、特性や能力を最大限活かせる職場環境の整備も進めております。同時に、多様なキャリアパス、働き方を促し、従業員の多様性を新たな事業創出に活かすための人材施策も実施しております。

⑦ 災害対策について

当社グループのオンデマンドエコノミー事業では、当社登録エージェント（登録スタッフ）が派遣・業務受託等の契約により全国で日々働いております。また、シェアリングエコノミー事業は首都圏を中心に85拠点のシェアオフィスを運営しております。独自のエージェント管理システムにより、登録エージェント及びシェアオフィスの利用状況は即座に確認できる体制を整えておりますが、大地震や火災、洪水等の災害が発生した場合には、運営施設の被害、交通機関及びライフライン等の中断により、業務に支障、損害が生じる可能性があります。BCP対応を強化するとともに、引き続き、登録エージェント、シェアオフィス利用者への安全対策に努めてまいります。

⑧ 当社サービス・社名の認知度向上について

当社は創業以来、「必要な時に必要なだけ働ける」、「お仕事情報のプラットフォーム」を提供し、個人及びフリーランス（個人事業主）が時間や場所に縛られることなく快適に働ける環境を構築し、急速に関心、認知度が高まっているギグワーカーへのプラットフォームの提供を他社に先駆けて行っております。「ギグワークス」への社名変更から6年が経過し、ギグワークの拡がりとともに、各種媒体に取り上げられる機会も増え、認知度は確実に向上しております。一方で、近年は「ギグワーカー」に対する各種制度の確立、権利保護の動きの高まりもあり、それに関連して当社の事業に対する視線も厳しさを増してきております。当社では、創業以来、ギグワーカー（当社登録スタッフ）とは共存共栄のパートナーとして、共に成長してきており、大きなトラブルの発生はございませんが、引き続き広報活動に取組むことで、ギグワークスの認知度向上を進めてまいります。

⑨ 大手検索エンジン会社による広告ポリシーの変更について

当社グループのサービスの中には、大手検索エンジン会社の検索システムを活用した営業展開をしている部門もございます。これらの会社の広告ポリシーやルール変更は、当社グループの広告宣伝戦略や営業活動に大きな影響を与え、一時的に集客力等に影響するリスクがあります。大手検索エンジン会社の広告ポリシーの動向に注視すると同時に、自社媒体の強化も進めてまいります。

⑩ Web3領域における売上高の拡大と安定した収益基盤の確立

当社グループ会社である株式会社GALLUSYSは、Webサービス事業において、Web3の中核とされるブロックチェーン技術を背景としたユニークかつ独創的な事業を展開しております。その中でも、Snap to Earnアプリ写真を撮って稼ぐブロックチェーンゲーム「SNPIT」の収益化に注力しております。当事業年度の2024年12月4日に、ゲーム内で獲得できるトークン（SNPT）が、国内暗号資産取引所「Zaif(ザイフ)」に上場（トークン上場）するなど、「SNPT」普及のための施策を着実に進めておりますが、現時点では事業投資を優先していることもあり、赤字基調となっております。しかしながら、反転の兆しも見えておりますので、今後は、事業投資を選別する一方で、売上の拡大と安定した収益基盤の構築を図ってまいります。

⑪ 暗号資産の適切な管理

当社グループでは、ブロックチェーン技術の知見獲得や事業推進等を目的に、ある一定の暗号資産を保有しております。暗号資産には、変動リスクが発生いたしますが、取得については、当社グループで制定している暗号資産管理規程に基づき、取締役会で決議の上で実施しており、厳格な運営を心がけております。

暗号資産も含めたブロックチェーン分野では新技術、新サービスが次々に登場していることから、当社グループにおいても、技術革新に対応しながら、プロダクト及び顧客サービスの向上を図ってまいります。

(5) 主要な拠点等（2025年10月31日現在）

当社本社 東京都港区西新橋二丁目11番 6 号

（オンデマンドエコノミー事業）

営業拠点	ギグワークスアドバリュー(株)	(東京都港区)
	ギグワークスアドバリュー(株)	札幌センター (北海道札幌市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	仙台センター (宮城県仙台市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	銀座オフィス (東京都中央区)
	ギグワークスアドバリュー(株)	横浜事務所 (神奈川県横浜市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	名古屋センター (愛知県名古屋)
	ギグワークスアドバリュー(株)	大阪センター (大阪府大阪市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	広島センター (広島県広島市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	福岡センター (福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	新宿コンタクトセンター (東京都新宿区)
	ギグワークスアドバリュー(株)	大阪コンタクトセンター (大阪府大阪市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	福岡第1コンタクトセンター (福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	福岡第2コンタクトセンター (福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	北九州コンタクトセンター (福岡県北九州市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	熊本コンタクトセンター (熊本県熊本市)
	ギグワークスアドバリュー(株)	東京キッキングセンター (東京都江東区)

（Web3サービス事業）

営業拠点	(株)GALLUSYS	(東京都港区)
------	-------------	---------

（システムソリューション事業）

営業拠点	ギグワークスクロスアイティ(株)	(東京都港区)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	竹橋オフィス (東京都千代田区)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	秋葉原オフィス (東京都千代田区)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	浜松町オフィス (東京都港区)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	五反田オフィス (東京都品川区)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	静岡事業所 (静岡県静岡市)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	京都事業所 (京都府京都市)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	大阪事務所 (大阪府大阪市)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	名古屋事務所 (愛知県名古屋)
	ギグワークスクロスアイティ(株)	北九州事業所 (福岡県北九州市)

（シェアリングエコノミー事業）

営業拠点	nex(株)	(東京都港区)
------	--------	---------

（福利厚生関連事業）

営業拠点	ギグワークス・アドバンス(株)	(東京都港区)
	ギグワークス・アドバンス(株)	桜木町オフィス (神奈川県横浜市)
	ギグワークス・アドバンス(株)	高島町オフィス (神奈川県横浜市)

(6) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社グループの事業内容としてはオンデマンドエコノミー事業、Web3サービス事業、システムソリューション事業及びシェアリングエコノミー事業を行っております。

主な事業区分とサービス内容は次のとおりであります。

事業区分	サービス内容	提供グループ会社
オンデマンドエコノミー事業	オンデマンドサービス (セールスプロモーション、コールセンター、フィールドエンジニア、コンストラクション)	ギグワークスアドバリュー(株)
Web3サービス事業	Web3サービス	(株)GALLUSYS
システムソリューション事業	プロフェッショナルサービス、CRMシステムの開発、製品販売(システムデベロッップメント)	ギグワークスクロスアイティ(株)
シェアリングエコノミー事業	シェアリングサービス、プロパティマネジメント (シェアオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス)	nex(株)

*その他、特例子会社のギグワークス・アドバンス(株)があります。

(7) 使用人の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オンデマンドエコノミー事業	305名(72名)	23名減(1名増)
Web3 サービス事業	6名(一名)	3名増(1名減)
システムソリューション事業	413名(27名)	1名増(―)
シェアリングエコノミー事業	92名(3名)	3名増(2名増)
全社(共通)	71名(5名)	2名増(1名増)
合 計	887名(107名)	14名減(3名増)

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内に内数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71名(5名)	2名増(1名増)	45.9歳	11年

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内に内数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、臨時雇用者(契約社員、パートタイマー)も含めて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社徳島大正銀行	660,056千円
株式会社三井住友銀行	350,000千円
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	218,500千円
株式会社みずほ銀行	200,000千円
三井住友信託銀行株式会社	150,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 85,200,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 19,846,080株(自己株式2,281,905株を除く)
- ③ 株主数 15,128名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
村田ホールディングス株式会社	3,435,570株	17.31%
SPRING INVESTMENT株式会社	1,881,015株	9.48%
株式会社大塚商会	1,080,000株	5.44%
コロンプス（従業員持株会）	641,800株	3.23%
関戸 明夫	514,485株	2.59%
若林 武	333,540株	1.68%
クックマンブラザーズ株式会社	219,900株	1.11%
ブルーリゾート開発株式会社	210,000株	1.06%
楽天証券株式会社共有口	201,100株	1.01%
ギグワークス役員持株会	178,700株	0.90%

（注）持株比率は自己株式（2,281,905株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権（ストックオプション）の行使により発行済株式総数は、22,500株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年10月31日現在)

(1) 2016年8月30日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,250個（新株予約権1個につき1株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 12,750株
 - ・新株予約権の行使時の払込金額
353円
 - ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 2名 4,000個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
当社社外取締役（監査等委員） 1名 250個
 - ・新株予約権の割当日
2016年9月30日
 - ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2018年10月1日から2026年8月30日までの期間
割当数の25%：2019年10月1日から2026年8月30日までの期間
割当数の25%：2020年10月1日から2026年8月30日までの期間
割当数の25%：2021年10月1日から2026年8月30日までの期間
- (注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(2) 2017年8月29日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,450個（新株予約権1個につき1株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 16,350株
 - ・新株予約権の行使時の払込金額
346円
 - ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 4名 4,500個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
当社社外取締役（監査等委員） 2名 950個
 - ・新株予約権の割当日
2017年9月29日
 - ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2019年10月1日から2027年8月29日までの期間
割当数の25%：2020年10月1日から2027年8月29日までの期間
割当数の25%：2021年10月1日から2027年8月29日までの期間
割当数の25%：2022年10月1日から2027年8月29日までの期間
- (注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(3) 2018年8月28日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
6,600個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 19,800株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
343円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 4名 5,600個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
当社社外取締役（監査等委員） 2名 1,000個
- ・新株予約権の割当日
2018年9月28日
- ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2020年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2021年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2022年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2023年10月1日から2028年8月28日までの期間

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(4) 2019年10月25日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
12,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 36,000株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
541円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） 4名 12,000個
- ・新株予約権の割当日
2019年11月29日
- ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2021年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2022年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2023年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2024年12月1日から2029年10月25日までの期間

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

③ その他新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において使用人等が保有する新株予約権の状況

発行決議の日	2016年8月30日	2017年8月29日	2017年11月28日
保有者数	28名	34名	2名
新株予約権の数	26,750個	20,100個	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 80,250株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 60,300株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
1株当たり払込金額	353円	346円	374円
権利行使期間	2018年10月1日から 2026年8月30日まで	2019年10月1日から 2027年8月29日まで	2020年1月1日から 2027年11月28日まで

発行決議の日	2018年8月28日	2019年10月25日
保有者数	38名	42名
新株予約権の数	24,600個	29,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 73,800株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 89,400株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
1株当たり払込金額	343円	541円
権利行使期間	2020年10月1日から 2028年8月28日まで	2021年12月1日から 2029年10月25日まで

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。
2. 当事業年度中に新株予約権の行使期限が到来したことに伴い、新株予約権16,000個（目的である株式の種類及び数 普通株式48,000株）が失効しております。

(2) 社外協力者に対する新株予約権の状況

発行決議日	2023年9月11日
保有者数	2名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 5,057円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 25,300円 (1株当たり 253円)
権利行使期間	2023年10月1日から2028年9月30日

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	村 田 峰 人	SPRING(株) 代表取締役社長 WELLCOM(株) 代表取締役社長 村田ホールディングス(株) 代表取締役社長
取 締 役	浅 井 俊 光	常務執行役員事業開発部長 (株)GALLUSYS 代表取締役社長
取 締 役	小 島 正 也	常務執行役員管理本部長 ギグワークスクロスアイティ(株) 代表取締役社長
取 締 役	松 沢 隆 平	常務執行役員CFO
取 締 役	平 野 伸 一	新晃工業(株) 社外取締役 理研ビタミン(株) 社外取締役
取 締 役	栗 原 博	(株)栗原アソシエイツ 代表取締役社長 (株)サイバーセキュリティクラウド 社外取締役 ASTI(株) 社外取締役（監査等委員） 新東工業株式会社 社外取締役 スターティアホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	久 保 欣	(株)キンライサー 社外取締役 (株)ワールドホールディングス 社外取締役
取 締 役	松 本 隆	(株)ストゥディオ 代表取締役社長 (株)モノリス 代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	瀬 川 大 介	
取締役(監査等委員)	加 地 誠 輔	アクセリア(株) 常勤監査役
取締役(監査等委員)	江 木 晋	角家・江木法律事務所 弁護士 (株)セイファート 社外監査役

- (注) 1. 取締役平野伸一氏、取締役栗原博氏、取締役久保欣氏、取締役松本隆氏、取締役（監査等委員）加地誠輔氏及び取締役（監査等委員）江木晋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）加地誠輔氏及び取締役（監査等委員）江木晋氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）加地誠輔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いており、監査等委員の瀬川大介氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）瀬川大介氏は、当社グループ全体の内部統制システムの保持及び監査業務において豊富な経験と知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、定款に基づき社外取締役6名及び取締役（常勤監査等委員）瀬川大介氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約
当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

- ② 当事業年度中に退任した取締役
該当事項はございません。

③ 当事業年度にかかる取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	77,807 (21,200)	73,556 (21,200)	2,000 (—)	2,251 (—)	8 (4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16,200 (7,200)	16,200 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年1月28日開催の第45期定時株主総会決議において年額300,000千円以内(うち社外取締役の報酬額を50,000千円以内)とすることについて決議いただいております。また、当該株主総会終結時における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名(うち、社外取締役は2名)となっております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年1月28日開催の第45期定時株主総会決議において年額100,000千円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は3名となっております。

また、2024年1月30日開催の第47期定時株主総会決議において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として、上記とは別枠で、報酬限度額を年額100,000千円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は4名となっております。

2. 当社は、業績連動報酬(賞与)について、決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。支給額については、各人毎の役割を考慮した上で、予め2つの評価指標の到達を基準として設定し、その達成度合いに応じて変動いたします。また、支給額の決定に際しては、連結営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益の実績値をそれぞれの業績予想値と比較して達成度合いの低い指標を採用することとしております。当連結会計年度における連結営業利益は150万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億7200万円となり、評価指標の連結営業利益1億800万円、親会社株主に帰属する当期純利益4000万円と照し合わせた結果、連結営業利益の達成度合いが親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いを下回るため本指標を採用しております。

なお、当事業年度においては、営業利益額及び利益水準に課題はあるものの、親会社株主に帰属する当期純利益を計上しているため、役員に対する業績連動報酬(賞与)を支給しております。

④ 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬等の決定方針

当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

i) 基本方針

株主総会で決議された役員報酬の限度額内で、業績目標達成及び中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能することを目的とし、各役員の役職及び役割等及び国内の同業又は同規模の他業種との比較や財務状況を踏まえ、会社の業績及び担当業務に相応しい水準になるよう設定することとしております。

ii) 役員報酬等の報酬内容とその算定方法

イ) 取締役及び社外取締役

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬で構成されております。固定報酬については、取締役の役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて報酬額を決定しております。

業績連動報酬(賞与)については、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、評価指標とする連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に対する達成度合いを勘案してその金額を決定しております。

株式報酬については、ストックオプション及び譲渡制限付株式で構成されており、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、それぞれの報酬額を決定しております。

なお、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式の支給割合の方針については、単年度かつ中長期の当社連結業績の伸長等に応じ、業績連動報酬の比率が高くなる設定とし、継続的かつ中長期的な企業価値向上を意識づける制度としております。

社外取締役の報酬等は、当社グループにおいて独立かつ客観的な立場から全体の経営監督及び助言を担う立場であることに鑑み、固定報酬を基本としながら、中長期インセンティブとなるストックオプションで構成されております。

ロ) 取締役(監査等委員)

取締役(監査等委員)の報酬等は、取締役の職務執行を監査する権限を有する独立の立場であることに鑑み、固定報酬を基本としながら、中長期インセンティブとなるストックオプションで構成されております。

ハ) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、新株予約権と譲渡制限付株式としております。

iii) 業績連動の仕組み

業績連動報酬(賞与)

当社は、業績連動報酬(賞与)について、決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。支給額については、各人毎の役割を考慮した上で、予め2つの評価指標の到達を基準として設定し、その達成度合いに応じて変動いたします。また、支給額の決定に際しては、連結営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益の実績値をそれぞれの業績予想値と比較して達成度合いの低い指標を採用することとしております。

iv) 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

当社の当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては、取締役会において適時行われる独立社外取締役との討議を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬総額及び個人別支給額については取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長村田峰人が決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的かつ俯瞰的に取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を決定できると判断しているためです。

また、取締役会では、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行状況をモニタリングし、社外取締役から意見を聴取することで、固定報酬の妥当性を確認しております。また、指標となる業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の金額の妥当性や会社業績の動向について取締役会で定期的に審議を行うことで、業績連動報酬(賞与)の妥当性を確認しております。取締役会において以上の討議を行い、当事業年度における個別の報酬額について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平野伸一氏は、新晃工業株式会社及び理研ビタミン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役栗原博氏は、株式会社栗原アソシエーツの代表取締役社長、株式会社サイバーセキュリティクラウドの社外取締役、ASTI株式会社の社外取締役（監査等委員）、新東工業株式会社の社外取締役及びスターティアホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役久保欣氏は、株式会社キンライサーの社外取締役及び株式会社ワールドホールディングスの社外取締役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役松本隆氏は、株式会社ストゥディオの代表取締役社長及び株式会社モノリスの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）加地誠輔氏は、アクセリア株式会社の常勤監査役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）江木晋氏は、角家・江木法律事務所を開設、弁護士業を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
また、株式会社セイファートの社外監査役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

ロ. 主な活動状況

活 動 状 況	
取 締 役 平 野 伸 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 長年にわたる経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 栗 原 博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 長年にわたる経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 久 保 欣	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 長年にわたる経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 松 本 隆	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 長年にわたる経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。

活 動 状 況	
取締役 (監査等委員) 加 地 誠 輔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、19回開催された監査等委員会に19回出席いたしました。 経営者として培った豊富な経験から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 江 木 晋	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、19回開催された監査等委員会に19回出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において当社の法的課題並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 UHY東京監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,300千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長がその精神を役職者をはじめ当社及び子会社の全役員及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 当社の代表取締役社長は、取締役常務執行役員管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総括責任者を委員長とする当社のコンプライアンス委員会が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社及び子会社の取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、当社及び子会社の取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に基づき、当社及び子会社の取締役会への参加等を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。また、当社の監査等委員会は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に報告する。
- ⑤ 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を定める。当社及び子会社全社を対象とする内部通報規程を制定するとともに、当該規程に基づき、外部弁護士を窓口とする内部通報窓口を設ける。
- ⑥ 当社及び子会社は、取締役や使用人に対する継続的な啓発行動を行うため、企業倫理研修等を実施する。
- ⑦ 職務執行の公平性を監督する機能を強化するため、当社取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、情報資産保護基本規程・文書管理規程に基づき、その保存媒体を通じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社は、業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- ② 当社は、リスク管理体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ③ 当社の監査等委員会及び内部監査室は、子会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- ④ 当社の取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社及び子会社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4)当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき取締役会を適時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及び子会社全社を対象とする組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、子会社各社はそれを遵守して業務執行を行う。

(5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社は、人材面、資金面、情報統制面における統制環境を整備し、当社の執行役員が当社及び子会社の管理・指導を行う「担当執行役員制度」を設け、担当執行役員は執行役員会規程・執行役員規程に基づき、担当各社の使用人に対して、内部統制方針の理念に従い、統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- ② 当社の代表取締役社長は、定期的に執行役員会を開催し、当社及び子会社の業務適正判断、各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。

- ③ 当社及び子会社は、相互連携を推進し、積極的な事業拡張と事業基盤の拡充に伴う諸問題に対応するため内部統制に係る社内規程の整備・運用を行い、また職務権限規程を適宜見直し、重要な事項の意思決定に当社の関与を求めるほか、当社の監査等委員である取締役が子会社監査役とも連携して監査業務を実施し、当社及び子会社における業務の適正を確保する。
- ④ 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況を当社の執行役員会にてモニタリングする。

(6)当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くものとする。
- ② 補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の同意を得て行うものとし、補助使用人の業務執行取締役からの独立性を確保する。

(7)当社の監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人が、監査等委員である取締役に同行して、取締役会その他の重要な会議に出席する機会を確保する。
- ② 補助使用人が、監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換できる機会を確保する。
- ③ 業務執行取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8)取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社が定める規程に基づき、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、適時に監査等委員会に報告する。
- ② 前項にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- ③ 当社及び子会社は、内部通報規程の適切な運用、内部通報窓口の整備により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

- ④ 当社の監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。又、必要に応じて顧問弁護士の助言を受けることができる。

(9)前項で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役、使用人、及び内部通報窓口から得た情報について、みだりに第三者に開示しないものとする。
- ② 当社及び子会社は、内部通報規程において、取締役及び使用人等が、監査等委員である取締役に対して報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない旨を定める。
- ③ 監査等委員である取締役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10)監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(11)反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社及び子会社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対してはグループ全体として毅然とした姿勢で対応することとする。
- ② 当社は、反社会的勢力に対しては取締役常務執行役員管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

(12)財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会及び執行役員会に報告し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社代表取締役は、毎週執行役員会及び内部監査室との定例会議を開催し、適時に法令・定款・社内規程等の遵守状況を把握し、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされるよう、改善に向けての施策を継続的に行っております。

(2) 監査等委員の監査体制

取締役（監査等委員）はほぼ全ての取締役会に出席し、また常勤監査等委員においては毎週開催される執行役員会に参加することで、監査の実効性の向上を図っております。

また、監査等委員会を毎月及び臨時に開催し情報交換を行うと同時に、会計監査人とも定期的に打ち合わせを行い、さらに四半期に一度監査等委員会にて内部監査室からの業務監査報告をもとに内部統制システム全般をモニタリングすることにより、社内の問題点を速やかに把握できる仕組みとし、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

(3) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、地方拠点を含め各部門に赴き現状を把握するとともに、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、関係部署との協議の上、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、重点分野への積極投資を通じて早期に競争力を確立することを重要課題とするとともに、株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の重要事項として位置付けております。

上記方針に基づき、2025年10月期の1株当たりの配当金につきましては、2.00円(期末配当)を予定しております。

2026年10月期の配当につきましては、1株当たり配当金を2.00円(期末配当)の予定としておりますが、より一層の業績向上を図ることで株主の皆様へ還元できるように継続配当・増配を目指してまいります。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,514,722	流 動 負 債	3,686,512
現金及び預金	2,508,229	買掛金	670,239
売掛金	2,348,865	短期借入金	1,100,000
商品	42,112	1年内償還予定の社債	104,000
仕掛品	111,392	1年内返済予定の長期借入金	141,064
その他の	518,155	リース債務	7,915
貸倒引当金	△14,033	未払金	884,334
固 定 資 産	2,249,683	未払法人税等	112,723
有形固定資産	831,708	契約負債	284,220
建物	656,021	賞与引当金	152,700
工具器具備品	114,866	資産除去債務	4,389
リース資産	11,599	その他の	224,924
その他の	49,221	固 定 負 債	1,328,314
無形固定資産	549,110	長期借入金	637,492
ソフトウェア	527,971	リース債務	14,270
のれん	13,599	退職給付に係る負債	415,040
その他の	7,539	資産除去債務	99,574
投資その他の資産	868,865	その他の	161,937
投資有価証券	46,875	負 債 合 計	5,014,826
長期貸付金	19,825	純 資 産 の 部	
敷金	633,362	株 主 資 本	2,697,460
繰延税金資産	157,846	資 本 金	1,075,537
その他の	45,632	資 本 剰 余 金	945,987
貸倒引当金	△34,676	利 益 剰 余 金	1,170,240
繰 延 資 産	47,679	自 己 株 式	△494,304
		その他の包括利益累計額	8,754
		その他有価証券評価差額金	8,754
		新 株 予 約 権	91,045
		純 資 産 合 計	2,797,259
資 産 合 計	7,812,086	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,812,086

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年11月1日
至 2025年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,261,869
売上原価		17,350,050
売上総利益		4,911,819
販売費及び一般管理費		4,896,802
営業利益		15,017
営業外収益		
受取利息	3,684	
受取配当金	363	
受取貸貨料	5,788	
助成金収入	11,507	
退職給付引当金戻入額	4,428	
貸倒引当金戻入額	1,822	
物品売却益	1,100	
受取補償金	6,126	
その他	11,769	46,591
営業外費用		
支払利息	23,757	
支払保証料	198	
寄附金	5,000	
暗号資産の評価損	25,801	
その他	1,273	56,031
経常利益		5,577
特別利益		
固定資産売却益	2,529	
関係会社株式売却益	864,000	
違約金収入	35,000	
新株予約権戻入益	9,012	
資産除去債務戻入益	5,368	915,910
特別損失		
固定資産除却損	27,923	
減損損失	171,695	
債権放棄損	300,000	
解約違約金	12,873	512,491
税金等調整前当期純利益		408,996
法人税、住民税及び事業税	140,129	
法人税等調整額	2,477	142,607
当期純利益		266,388
非支配株主に帰属する当期純損失		5,687
親会社株主に帰属する当期純利益		272,075

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,073,080	943,531	917,997	△494,304	2,440,304
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2,456	2,456	—	—	4,912
剰 余 金 の 配 当	—	—	△19,832	—	△19,832
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	272,075	—	272,075
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	2,456	2,456	252,242	—	257,155
当 期 末 残 高	1,075,537	945,987	1,170,240	△494,304	2,697,460

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	8,450	8,450	101,048	5,687	2,555,490
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	—	4,912
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△19,832
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	272,075
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	304	304	△10,003	△5,687	△15,385
当 期 変 動 額 合 計	304	304	△10,003	△5,687	241,769
当 期 末 残 高	8,754	8,754	91,045	—	2,797,259

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数

8社

・ 連結子会社の名称

ギグワークスアドバリュー株式会社

ギグワークス・アドバンス株式会社

nex株式会社

株式会社atマテリアル

ギグワークスクロスアイティ株式会社

株式会社GALLUSYS

ギグワーカー少額短期設立準備株式会社

株式会社Green Light

・ 連結の範囲の変更

日本直販株式会社については、2025年4月2日付けで全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、ギグワーカー少額短期設立準備株式会社を除き、連結決算日と同一であります。なお、ギグワーカー少額短期設立準備株式会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法及び定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年から47年

工具器具備品 2年から15年

なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、減価償却方法として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

・所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約に基づく収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、各事業の収益認識の詳細は、「11. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

開業費は開業後5年間にわたり均等償却することとしております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間（10年）で均等償却しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ. グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20～3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65～2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行っております。また、一部の事業所については、原状回復費用の見積り額が賃貸借契約に関連する敷金の額を上回ることとなり、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた従来の簡便的な取り扱いによる処理が認められなくなったため、当該事業所については、当連結会計年度より原則的な取扱いによる処理に変更しております。

これらの変更に伴い、有形固定資産及び資産除去債務残高が45,790千円増加しております。なお、当該見積りの変更による連結損益計算書への影響は軽微であります。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

シェアリングエコノミー事業における有形固定資産	499,592千円(帳簿価額)
シェアリングエコノミー事業における減損損失計上額	20,309千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

シェアリングエコノミー事業については、拠点毎に資産のグルーピングを行っており、グルーピング単位での収益性を確認した上で、減損の兆候判定及び減損損失の測定を行っております。

減損の兆候判定及び減損損失の測定には、拠点ごとの過年度の計画と実績の乖離率、実績の成長率及び各拠点の稼働率等を根拠とした仮定に基づいて作成された事業計画により見積もられた将来営業キャッシュ・フローを使用しております。

将来営業キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動やシェアオフィス事業の市場の動向等の影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌連結会計年度以降において固定資産の減損損失を認識し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当初の予定よりも早期に退去することが決定した拠点の資産について、当連結会計年度の連結損益計算書において減損損失を認識しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	157,846千円
--------	-----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、対象会社の過去実績と予算との乖離率、業績成長率及び次期予算や事業計画等の仮定に基づいて、将来の課税所得を合理的に見積もることで判断しております。回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動や当社の展開している事業

の市場の動向等の影響を受ける可能性があり、実際の課税所得発生額が当該見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」(前連結会計年度58,955千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,319,126千円
(2) 担保資産及び担保付債務	
担保資産	
土地	3,187千円 (帳簿価額)
担保付債務	
短期借入金	150,000千円

8. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
Web3サービス事業用資産	(株)GALLUSYS (東京都港区)	ソフトウェア他	151,385千円
シェアリングエコノミー事業用資産	nex(株) (東京都港区)	建物、器具及び備品他	20,309千円
合計			171,695千円

当社グループは、原則として、各セグメントを基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。但し、シェアリングエコノミー事業については、各物件をグルーピングの単位としております。

Web3サービス事業用資産について、ソフトウェア開発費や、関連する商標権などの資産でありましたが、当該事業についての収益性を見直した結果、収益性が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零としております。

シェアリングエコノミー事業用資産について、当初の予定よりも早期に退去することが決定した拠点の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零としております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	22,105,485株	22,500株	一株	22,127,985株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は22,500株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	2,272,605株	9,300株	一株	2,281,905株

(注) 自己株式は譲渡制限付株式報酬制度における無償取得により9,300株増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	19,832	1.00	2024年10月31日	2025年1月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2025年12月23日開催の取締役会において、剰余金の配当について以下のとおり付議する予定で
あります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年12月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	39,692	2.00	2025年10月31日	2026年1月15日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第20回	第21回	第22回	第23回
	2016年8月30日 取締役会決議分	2017年8月29日 取締役会決議分	2017年11月28日 取締役会決議分	2018年8月28日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	93,000株	76,650株	3,600株	93,600株
新株予約権の数	31,000個	25,550個	1,200個	31,200個

	第24回	第25回 (注)3
	2019年10月25日 取締役会決議分	2023年9月11日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	125,400株	200,000株
新株予約権の数	41,800個	2,000個

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の目的となる株式の数については当該分割後の数値で記載しております。
2. 当連結会計年度において新株予約権の行使期限が到来したことに伴い、新株予約権16,000個（目的である株式の種類及び数 普通株式48,000株）が消滅しております。
3. 第25回新株予約権については、社外協力者に対する発行であり、それ以外については、ストックオプションとしての発行であります。

10. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの事業資金調達については、金融機関等からの借入及び社債発行によっております。また、資金運用については、信用リスクの低いものにより運用を行い、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金並びに短期貸付金及び長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。当社は、取引先企業及び従業員に対し短期及び長期貸付を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、当社及びグループ会社の事業所並びにシェアリングエコノミー事業のオフィスにおける不動産賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金の調達を目的としたものであり流動性リスクに晒されております。また、借入金の一部については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形及び売掛金並びに長期貸付金に係る信用リスクについては、社内規程に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行っております。回収懸念先については定期的にモニタリングし、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行企業（取引先企業）の財務状況を把握した上で取引先企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

③ 流動性リスクの管理

財務部において日次で預金残高管理を実施するとともに、資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを随時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	44,809	44,809	—
(2) 長期貸付金	19,825	19,818	△6
貸倒引当金	△16,355	△16,355	—
	3,469	3,462	△6
(3) 敷金	633,362	536,690	△96,671
資産計	681,641	584,963	△96,678
(1) 社債	104,000	103,624	△375
(2) 長期借入金	778,556	778,426	△129
(3) リース債務	22,185	22,443	257
負債計	904,741	904,494	△247

(注) 1 現金及び預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券（非上場株式）	2,065

3 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券 その他有価証券 株式	44,809	—	—
資産計	44,809		

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期貸付金	—	3,462	—
敷金	—	536,690	—
資産計	—	540,153	—
社債	—	103,624	—
長期借入金	—	778,426	—
リース債務	—	22,443	—
負債計	—	904,494	—

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金については、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（一年内償還予定の社債含む）及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,508,229	—	—	—
売掛金	2,348,865	—	—	—
短期貸付金	562	—	—	—
長期貸付金	—	3,469	—	—
合計	4,857,656	3,469	—	—

長期貸付金のうち16,355千円については、償還予定額が見込めないため上記金額に含めておりません。

(注) 3 短期借入金、社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	1,100,000	—	—	—
社債	104,000	—	—	—
長期借入金	141,064	557,492	80,000	—
リース債務	7,915	14,270	—	—
合計	1,352,979	571,762	80,000	—

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント					その他	合計
	オンデマンドエコノミー事業	Web3サービス事業	デジタルマーケティング事業	システムソリューション事業	シェアリングエコノミー事業		
フィールドサポート及びマーケティングサービス	3,526,849	—	—	—	—	—	3,526,849
コンタクトセンターサービス	6,801,613	—	—	—	—	—	6,801,613
Web3事業関連サービス	—	159,707	—	—	—	—	159,707
通販・ECサービス	—	—	1,290,736	—	—	—	1,290,736
システムエンジニアリングサービス	—	—	—	3,901,239	—	—	3,901,239
システム受託開発、製品開発及び販売サービス	—	—	—	875,073	—	—	875,073
シェアオフィス及び関連するサービス	—	—	—	—	4,907,932	—	4,907,932
ビルマネジメント及び付帯する造作工事	—	—	—	—	794,418	—	794,418
その他	—	—	—	—	—	4,300	4,300
顧客との契約から生じる収益	10,328,462	159,707	1,290,736	4,776,312	5,702,350	4,300	22,261,869
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,328,462	159,707	1,290,736	4,776,312	5,702,350	4,300	22,261,869

- (注) 1. 当連結会計年度より、従来「オンデマンドエコノミー事業」に含まれていたブロックチェーン技術を応用したアプリ開発について、報告セグメントを「Web3サービス事業」として記載する方法に変更しております。
2. 「デジタルマーケティング事業」セグメントとして区分していた日本直販株式会社について、当連結会計年度において全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。同社の売上高については、連結除外日までの実績を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① フィールドサポート及びマーケティングサービス

フィールドサポートサービスでは、主にIT機器の訪問設置設定サービス及びPCやスマートフォンのキッティングサービス等を提供しております。当該サービスについては、請負契約で定められた訪問設置設定件数やキッティング台数について業務を完了し、顧客の検収が得られた時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。

また、マーケティングサービスでは、家電量販店等におけるIT機器の販売受託サービス及び加盟店開拓営業サービス等を行っております。当該サービスについては、請負契約で定められた営業サービスの提供が完了した時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。なお、販売実績や加盟店開拓の実績によりインセンティブが発生しますが、請負契約で定められたインセンティブ単価や販売実績ごとの請求テーブルを参照し、受け取ると見込まれる対価の金額によって収益を計上しております。

② コンタクトセンターサービス

コンタクトセンターサービスでは、主にコールセンター運営業務を受託しております。当該サービスについては、請負契約で定められたコールセンター運営を行うにつれて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分について対価を収受する強制力のある権利を有していると判断しているため、サービスの提供期間にわたり、稼働時間や件数等の作業実績に基づき収益を認識しております。

③ Web3事業関連サービス

Web3事業関連サービスでは、主としてブロックチェーン技術を活用したスマートフォン向けゲームを他社と提携して開発・運営しております。当該サービスについては、準委任契約に基づき、当社の稼働に応じて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分については対価を享受する強制力のある権利を有していると判断しているため、当社グループが該当の役務提供を完了したことをもって収益を認識しております。また、当社グループが顧客から受け取る対価は、ゲーム内の取引稼働額及び広告掲示に応じて算定されております。

④ 通販・ECサービス

通販・ECサービスでは、主にカタログ通販、ECサイトを介した通販サービスを運営することで顧客のニーズに合致した商品を提供しております。当該サービスについては、一般消費者からの購入申込みを受け、商品の引渡時点で履行義務が充足されるものの、国内取引を前提としており、商品出荷時点と重要な差異は無いと判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引等を控除した金額で測定しております。当該サービスでは、商品引渡し後の10日間返品に応じる義務を負っており、顧客から商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。そのため返品については、過去の実績データに基づき返品率を見積り、返品が見込まれる対価を返金負債として計上し、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利について返品資産を計上しております。

⑤ システムエンジニアリングサービス

システムエンジニアリングサービスでは、ITエンジニアを派遣契約及び準委任契約で顧客企業に提供しております。当該サービスについては、ITエンジニアの稼働に応じて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分については対価を収受する強制力のある権利を有していると判断しているため、ITエンジニアの契約期間中の稼働実績等に応じて、収益を認識しております。

⑥ システム受託開発、製品開発及び販売サービス

システム受託開発サービスでは、顧客から受託しているシステム開発について、要件定義から稼働支援までワンストップで請け負っております。当該サービスについては、請負契約で成果物として定められたシステムを顧客に引き渡し、検収が完了した時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。

製品開発及び販売サービスでは、自社開発製品である「デコールCC、CRM3」等のライセンス販売、導入カスタマイズ、稼働開始後におけるバージョンアップ等への対応を含めた持続的な保守サービスを提供しております。ライセンス販売においては、顧客にライセンスを付与した時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。導入カスタマイズにおいては、顧客への導入にあたっての本パッケージの必要なカスタマイズが完了し、顧客の検収が得られた時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。保守サービスにおいては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

⑦ シェアオフィス及び関連するサービス

シェアオフィスサービス及び関連するサービスでは、主に起業家、個人事業主及び企業等に対して専用個室オフィスやオープン席での共有オフィスを提供しております。また、オフィス利用にあたって付随する電話回線、複合機及び郵便処理等のサービスを提供しております。当該サービスについては、顧客がオフィスや付随サービスを利用するにつれて顧客が便益を享受するものと判断しているため、契約上の収受すべき月額利用料を基準として利用した月に渡り収益を計上しております。

⑧ ビルマネジメント及び付帯する造作工事

ビルマネジメント及び付帯する造作工事等のサービスでは、オフィスビルオーナー等に対してレンタルオフィス事業の導入コンサルティングサービスからレンタルオフィス事業開始後のオフィスの管理サービスまで提供しております。また、オフィス事業を開始させるために必要となるオフィス内装の造作工事についても請け負っております。オフィスビルの管理サービスについては、サービス提供につれて顧客が便益を享受するものと判断しているため、契約上の収受すべき対価の金額を基準として役務提供した月に渡り収益を計上しております。オフィス内装の造作工事については、当該工事が完了し、顧客であるビルオーナーへの引渡・検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。

なお、上記の各サービスにおいて対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。また、取引の対価については、履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領するため、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	2,981,058千円	2,348,865千円
契約資産	2,718千円	－千円
契約負債	290,283千円	284,220千円

契約負債は、主にシェアオフィス及び関連するサービスに関する役務提供完了前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格についての記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 136円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円72銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

- (企業結合等関係)
(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である日本直販株式会社の全株式を譲渡することを決議し、2025年4月2日付で株式譲渡を完了いたしました。

(1) 株式譲渡の概要

① 譲渡する子会社の名称及び当該事業の内容

名称： 日本直販株式会社
事業の内容： 総合通販事業

② 譲渡先企業の名称

株式会社イメンス

③ 株式譲渡を行った主な理由

総合通販事業を長年展開し業界に深く精通している株式会社イメンスが通販事業の中心となり、当社グループは、祖業であるフィールドサービス事業の領域において提携関係を検討していくことが当社グループ及び日本直販株式会社にとって有益であると判断するに至りました。

当社グループは、本株式譲渡後も日本直販株式会社とは業務提携関係で「訪問お手伝いサービス」やカメラNFTを販売する「カメラの日直」の提供を予定しており、本件株式譲渡は、日本直販株式会社のみならず、当社グループにおいても企業価値向上に資すると考えております。

④ 株式譲渡日 2025年4月2日（みなし譲渡日：2025年3月1日）

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項 受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 864,000千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	880,866千円
固定資産	36,657千円
資産合計	917,523千円
流動負債	243,612千円
固定負債	1,537,912千円
負債合計	1,781,524千円

③ 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

デジタルマーケティング事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている株式譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高	1,290,736千円
営業損失	163,556千円

なお、当連結会計年度に係る連結損益計算書には2025年2月28日までの損益が含まれております。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

ギグワークス株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ギグワークス株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ギグワークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,811,087	流 動 負 債	1,272,620
現金及び預金	1,368,141	短期借入金	750,000
貯 蔵 品	476	1年内償還予定の社債	104,000
前 払 費 用	59,795	1年内返済予定の長期借入金	101,080
未 収 入 金	6,050	未 払 金	259,357
関係会社未収入金	341,866	未 払 費 用	28,611
そ の 他	34,756	未 払 法 人 税 等	5,231
固 定 資 産	3,295,696	預 り 金	10,439
有 形 固 定 資 産	15,868	賞 与 引 当 金	13,900
工 具 器 具 備 品	15,868	固 定 負 債	1,660,420
無 形 固 定 資 産	118,920	関係会社長期借入金	1,043,000
ソ フ ト ウ ェ ア	114,272	長 期 借 入 金	617,420
そ の 他	4,647	負 債 合 計	2,933,040
投資その他の資産	3,160,907	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	46,875	株 主 資 本	2,073,943
関 係 会 社 株 式	2,356,123	資 本 金	1,075,537
関係会社長期貸付金	2,390,000	資 本 剰 余 金	706,812
長 期 貸 付 金	13,359	資 本 準 備 金	595,665
長 期 未 収 入 金	4,251	そ の 他 資 本 剰 余 金	111,146
差 入 保 証 金	2,517	利 益 剰 余 金	785,899
繰 延 税 金 資 産	8,534	利 益 準 備 金	3,949
そ の 他	11,541	そ の 他 利 益 剰 余 金	781,950
貸 倒 引 当 金	△1,672,295	繰 越 利 益 剰 余 金	781,950
		自 己 株 式	△494,304
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,754
		その他有価証券評価差額金	8,754
		新 株 予 約 権	91,045
資 産 合 計	5,106,783	純 資 産 合 計	2,173,743
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,106,783

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営 業 収 益					1,561,500
営 業 費 用					1,448,003
営 業 利 益					113,496
営 業 外 収 益					
受 取 利 息			32,782		
受 取 配 当 金			363		
受 取 手 数 料			9,692		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益			782		
物 品 売 却 益			1,100		
そ の 他			6,360		51,081
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			25,907		
社 債 利 息			570		
支 払 手 数 料			3,000		
支 払 保 証 料			165		
寄 附 金			5,000		
そ の 他			1,509		36,153
経 常 利 益					128,424
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益			881		
新 株 予 約 権 戻 入 益			9,012		
関 係 会 社 株 式 売 却 益			0		9,894
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損			1,042		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			920,000		921,042
税 引 前 当 期 純 損 失					782,723
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			△31,680		
法 人 税 等 調 整 額			3,228		△28,452
当 期 純 損 失					754,270

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,073,080	593,209	111,146	704,355	3,949	1,556,053	1,560,003
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	2,456	2,456	—	2,456	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△19,832	△19,832
当 期 純 損 失	—	—	—	—	—	△754,270	△754,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	2,456	2,456	—	2,456	—	△774,103	△774,103
当 期 末 残 高	1,075,537	595,665	111,146	706,812	3,949	781,950	785,899

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△494,304	2,843,134	8,450	8,450	101,048	2,952,633
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	—	4,912	—	—	—	4,912
剰 余 金 の 配 当	—	△19,832	—	—	—	△19,832
当 期 純 損 失	—	△754,270	—	—	—	△754,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	304	304	△10,003	△9,698
当期変動額合計	—	△769,191	304	304	△10,003	△778,889
当 期 末 残 高	△494,304	2,073,943	8,754	8,754	91,045	2,173,743

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法及び定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

工具器具備品 2年から10年

なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、減価償却方法として定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に関係会社からの受取配当金及び経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。経営指導料については、関係会社の経営指導・管理等を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

3. 表示方法の変更にに関する注記

該当事項はございません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,356,123千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場子会社に対する投資等、市場価格のない株式について、当該子会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、帳簿価額を実質価額の金額まで減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

評価の見積りに用いる実質価額は、対象子会社の直近の計算書類の純資産価額としております。また、事業計画等により将来の実質価額が投資額と同水準まで戻ることが明らかな場合においては、回復する見込があると認められ、損失の計上は行わないこととしております。将来の実質価額の見積りの基礎となる事業計画等については、対象子会社の過去実績と予算との乖離率、業績成長率及び具体的な事例を踏まえたコスト削減計画等の仮定に基づいて作成しております。

将来の不確実な経済状況の変動等により、子会社の純資産価額に著しい影響を与えた場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する関係会社株式評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 65,311千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務

- ① 短期金銭債務 75,818千円

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

- ① 営業収益 1,557,200千円

- ② 営業費用 382,567千円

- ③ 営業取引以外の取引高

受取利息 31,766千円

手数料収入 9,692千円

支払利息 7,546千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,272,605株	9,300株	一株	2,281,905株

(注) 自己株式は譲渡制限付株式報酬制度における無償取得により9,300株増加しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,256千円
未払社会保険料	696千円
未払事業税	996千円
未払事業所税	335千円
ソフトウェア開発費	5,259千円
税務上の繰越欠損金	10,494千円
投資有価証券評価損	19,101千円
子会社株式評価損	318,692千円
貸倒引当金	526,940千円
譲渡制限付株式報酬費用	16,409千円
その他	908千円
小計	904,090千円
評価性引当額	△891,638千円
合計	12,452千円
繰延税金負債	
未収事業税	53千円
その他有価証券評価差額金	3,863千円
合計	3,917千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等
該当事項はございません。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ギグワークスアドバリュー㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	経営指導料 (注 1)	794,400	未収入金	166,181
				出向者人件費	1,090,769		
				受取手数料 (注 2)	6,574		
				利息の受取	11,462	長期貸付金	600,000
				資金の貸付	2,710,000		
子会社	nex(株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	2,630,000	長期貸付金	70,000
				資金の貸付	1,050,000		
				資金の回収	1,670,000	未収入金	88,859
				利息の受取	5,337		
				地代家賃の支払	296,745	—	—
子会社	ギグワークスクロスアイティ㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	経営指導料 (注 1)	466,800	未収入金	75,878
				利息の支払	6,962		
				資金の借入	1,250,000	長期借入金	990,000
				資金の返済	260,000		
子会社	(株)GALLUSYS	所有 直接75%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	920,000	長期貸付金 (注 5)	1,660,000
				利息の受取	13,876		
子会社	ギグワークス・アドバンス㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	資金の借入	30,000	長期借入金	53,000
				資金の返済	40,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等については、当社想定サービスコスト等に基づき、グループサービスフィーを算定し、当社グループ按分基準により算出しております。
2. 受取手数料については、給与等の支払代行業に係る手数料収入になります。1件当たり単価に振込件数を乗じて金額を算出しております。
3. 上記取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の差入及び受入はありません。
5. (株)GALLUSYSへの長期貸付金の全額に対して貸倒引当金を設定しており、当事業年度において、920,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客からの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 104円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 38円03銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

ギグワークス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	若 槻 明
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	谷 田 修 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ギグワークス株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月22日

ギグワークス株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 瀬 川 大 介 ㊞

監査等委員(社外取締役) 加 地 誠 輔 ㊞

監査等委員(社外取締役) 江 木 晋 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	むらた みねと 村 田 峰 人 (1970年10月7日生)	1997年9月 株式会社ウィルクリエイト入社 1998年9月 同社 取締役就任 2002年10月 エスピーアイ・プロモ株式会社入社 2003年6月 ネオ・コミュニケーションズ・オムニメディア株 式会社 取締役就任 2004年7月 ウィナ株式会社(現WELLCOM株式会社) 代表取締役社長就任(現任) 2007年3月 株式会社ウェルコム・パートナーズ (現SPRING株式会社) 代表取締役社長就任(現任) 2014年1月 当社 代表取締役就任 2014年8月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2015年8月 株式会社ガネーシャ・ホールディングス(現村田 ホールディングス株式会社) 代表取締役社長就任 (現任) 2023年4月 日本直販株式会社 代表取締役社長就任 2023年9月 ギグワーカー少額短期設立準備株式会社 取締役 就任(現任) [重要な兼職の状況] SPRING株式会社 代表取締役社長 WELLCOM株式会社 代表取締役社長 村田ホールディングス株式会社 代表取締役社長	135,000株
2	あさい としみつ 浅 井 俊 光 (1979年1月6日生)	1999年4月 スリープロ株式会社(現当社)入社 2008年11月 当社 マーケティング室長就任 2012年1月 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュ ー株式会社)取締役就任 スリープロウィズテック株式会社(現ギグワーク スクロスアイティ株式会社)取締役就任 2016年6月 当社 事業開発部長就任 2017年1月 当社 執行役員事業開発部長就任 2019年1月 当社 取締役就任 2022年4月 当社 取締役常務執行役員事業開発部長就任(現 任) 2023年9月 ギグワーカー少額短期設立準備株式会社 取締役 就任(現任) 2025年4月 株式会社GALLUSYS 代表取締役社長就任(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社GALLUSYS 代表取締役社長	31,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	小 島 正 也 (1965年12月15日生)	1988年4月 野村證券株式会社入社 2000年3月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBIホールディングス株式会社)入社 2005年2月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証券)入社 総務人事部長兼広報・IR室長就任 2006年3月 同社 社長室長就任 2007年5月 TRNコーポレーション株式会社(現店舗流通ネット株式会社)入社 管理本部長就任 2008年4月 同社 執行役員管理本部長就任 2009年3月 同社 取締役経営企画部長就任 2011年5月 高木証券株式会社(現東海東京証券株式会社)入社 2011年10月 同社 コンプライアンス部長就任 2017年4月 当社入社 管理部長就任 2017年11月 当社 執行役員管理本部長就任 2019年1月 当社 取締役就任 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュー株式会社) 監査役就任(現任) ヒューマンウェア株式会社(現ギグワークスクロスアイティ株式会社) 監査役就任 スリープロエージェンシー株式会社(現ギグワークス・アドバンス株式会社) 監査役就任(現任) 株式会社アセットデザイン(現nex株式会社) 監査役就任(現任) 2021年1月 ギグワークスクロスアイティ株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2022年4月 当社 取締役常務執行役員管理本部長就任(現任) 2022年7月 日本直販株式会社 監査役就任 [重要な兼職の状況] ギグワークスクロスアイティ株式会社 代表取締役社長	14,500株
4	松 沢 隆 平 (1978年7月25日生)	2002年4月 税理士法人あおい経営支援入社 2010年5月 当社入社 2012年3月 当社 財務経理部長就任 2015年5月 当社 執行役員CFO就任 2017年1月 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュー株式会社) 取締役就任 株式会社アセットデザイン(現nex株式会社) 取締役就任(現任) スリープロエージェンシー株式会社(現ギグワークス・アドバンス株式会社) 取締役就任(現任) ヒューマンウェア株式会社(現ギグワークスクロスアイティ株式会社) 取締役就任 2019年1月 当社 取締役就任 2021年1月 ギグワークスクロスアイティ株式会社 監査役就任(現任) 2022年4月 当社 取締役常務執行役員CFO就任(現任) 2022年7月 日本直販株式会社 取締役就任	34,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	ひらの しんいち 平 野 伸 一 (1956年1月16日生)	1979年4月朝日麦酒株式会社(現アサヒグループホールディングス株式会社)入社 2011年7月アサヒビール株式会社 常務取締役 営業統括本部長就任 2013年3月同社 専務取締役 営業統括本部長就任 2015年3月同社 取締役副社長就任 2016年3月同社 代表取締役社長就任 2020年1月当社 取締役就任(現任) 2020年6月新晃工業株式会社 社外取締役 監査等委員就任 2021年6月理研ビタミン株式会社 社外取締役就任(現任) 2022年6月新晃工業株式会社 社外取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] 新晃工業株式会社 社外取締役 理研ビタミン株式会社 社外取締役	-
6	くりはら ひろし 栗 原 博 (1953年9月12日生)	1978年4月富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)入社 2004年10月同社 執行役員 プロダクションサービス事業本部長就任 2009年6月同社 取締役常務執行役員 営業本部長就任 2014年6月同社 取締役専務執行役員 営業事業管掌就任 2015年6月同社 代表取締役社長就任 2020年6月一般社団法人日本テレワーク協会会長就任 2020年12月株式会社栗原アソシエーツ設立 代表取締役社長就任(現任) 2021年1月当社 取締役就任(現任) 2023年3月株式会社サイバーセキュリティクラウド 社外取締役就任(現任) 2023年6月ASTI株式会社 社外取締役 監査等委員就任(現任) 2024年6月新東工業株式会社 社外取締役就任(現任) 2025年6月スターティアホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社栗原アソシエーツ 代表取締役社長 株式会社サイバーセキュリティクラウド 社外取締役 ASTI株式会社 社外取締役 監査等委員 新東工業株式会社 社外取締役 スターティアホールディングス株式会社 社外取締役	-

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
7	久 保 よ し 欣 (1967年4月7日生)	1995年10月 伊藤忠商事株式会社 北京事務所入社 1997年11月 同社 ファイナンス・人事・総務課長就任 2001年2月 同社 事業開発本部課長就任 2003年8月 GESIS-Asia(GE Capital International Services) Relationship Manager就任 2004年2月 株式会社東京スター銀行 ビジネスプランニング & アナリシス室 ヴァイスプレジデント就任 2006年5月 みずほ証券株式会社 経営企画グループ 国際部 中国室 室長代理就任 2008年10月 株式会社マウスコンピューター 社長室長就任 2009年12月 Genpact Japan株式会社 Business Development VP就任 2017年1月 当社 取締役就任 2019年1月 当社 取締役退任 2019年2月 アクセンチュア株式会社 オペレーションズ コンサルティング本部マネジング・ディレクター 就任 2023年4月 株式会社キンライサー社外取締役就任(現任) 2024年1月 当社 取締役就任(現任) 2025年3月 (株)ワールドホールディングス社外取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社キンライサー 社外取締役 (株)ワールドホールディングス 社外取締役	-
8	加 地 誠 輔 (1944年1月9日生)	1966年4月 野村證券株式会社入社 1989年6月 同社 大阪支店公開引受部長就任 1996年6月 野村ファイナンス株式会社入社 営業第1部長就任 1998年10月 株式会社日本商工ファイナンス入社 代表取締役社長就任 2001年6月 株式会社オリカキャピタル入社 取締役副社長就任 2005年10月 アクセリア株式会社入社 常勤監査役就任(現任) 2011年2月 当社 監査役就任 2022年1月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) [重要な兼職の状況] アクセリア株式会社 常勤監査役	-

- (注) 1. 取締役候補者のうち、平野伸一氏、栗原博氏、久保欣氏及び加地誠輔氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、平野伸一氏は6年、栗原博氏は5年、久保欣氏は2年であります。なお、新任の加地誠輔氏は、2011年2月から2022年1月までは、当社社外監査役、2022年1月から現在まで当社の取締役(監査等委員)を務めております。
2. 取締役候補者の選任理由及び社外取締役に期待される役割につきましては、以下のとおりであります。
- 村田峰人氏につきましては、2014年以降当社代表取締役として業績向上に貢献されたのに加え、コールセンター事業をはじめとするBPO業界においても、経営者として非常に深い見識と幅広い人脈を有しており、今後の当社の事業発展に多大な貢献をしていただける人物であるという判断により、取締役として選任するものであります。
- 浅井俊光氏につきましては、当社創業時から在籍し、当社グループの事業全般に精通しており、2017年1月より執行役員として、2019年1月からは取締役として、事業企画・M&A部門の責任者としてグループ全体の政策を統括しております。この培った豊富な経験と知見が、

当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

小島正也氏につきましては、長年証券業界において携わった事業戦略やIR活動に対する広い知見や豊富な経験を有しております。2017年11月より執行役員管理本部長として、2019年1月からは取締役として、当社グループの業務改革の責任者をつとめており、また管理業務全般に責任を持つ役割を担うのに同氏が適任であると考え、取締役として選任するものであります。

松沢隆平氏につきましては、2015年5月より当社執行役員CF0として、2019年1月からは取締役として、主として財務経理部門を統括指揮し、M&Aや当社の資本政策も含めた豊富な知見と能力を有しております。同氏が財務経理部門を統括する役割が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

平野伸一氏につきましては、長年にわたりアサヒビール株式会社の経営者として、2020年6月からは新晃工業株式会社の社外取締役(監査等委員)、2022年6月からは同社の社外取締役、また、2021年6月からは理研ビタミン株式会社の社外取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会等で発言等を行う等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

栗原博氏につきましては、長年にわたり富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスソリューション株式会社)の経営者として、2023年3月からは株式会社サイバーセキュリティクラウドの社外取締役、同年6月からはASTI株式会社の社外取締役(監査等委員)、2024年6月からは新東工業株式会社の社外取締役、2025年6月からはスターティアホールディングス株式会社の社外取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会等で発言等を行う等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

久保欣氏につきましては、金融機関並びにグローバルにBP0事業を展開する事業会社、コンサルティング会社での実務経験、2023年4月からは株式会社キンライサーの社外取締役、2025年3月からは株式会社ワールドホールディングスの社外取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をしていただく等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

加地誠輔氏につきましては、15年間当社の社外監査役並びに取締役(監査等委員)として指導していただいております。同氏が経営者として培った豊富な経営経験を活かし当社の重要事項につき、各種提言、指導をしていただく等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

3. 当社は、平野伸一氏、栗原博氏、久保欣氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、各氏らが選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、加地誠輔氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割に十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。)なお、各候補者の任期途中である2026年5月21日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断いたしました。なお、加地誠輔氏の選任につきましては、加地誠輔氏本人は、参加、意見しておりません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	瀬 川 大 介 (1954年7月21日生)	1980年3月株式会社リコー入社 2004年10月 同社 総合経営企画室長就任 2005年6月 同社 執行役員就任 2006年4月 同社 経理本部長就任 2009年5月 InfoPrint Solutions Company, LLC CEO就任 2013年6月 株式会社リコー常務執行役員就任 2014年4月 同社 経営革新新本部長就任 2015年4月 同社 日本統括本部長 2015年9月 同社 コーポレート統括本部副本部長就任 2016年4月 リコーリース株式会社副社長執行役員就任 2016年6月 同社 代表取締役社長執行役員就任 2020年4月 同社 代表取締役会長執行役員取締役会議長就任 2020年6月 同社 取締役会長執行役員取締役会議長就任 2022年1月 当社 取締役(常勤監査等委員)就任(現任) 2022年11月 株式会社YAMANAKA社外取締役就任	-
2	江 木 晋 (1967年12月26日生)	1997年4月 弁護士登録第二東京弁護士会所属 鹿内・上田・犬塚法律事務所入所 1998年4月 日弁連代議員就任 1999年4月 第二東京弁護士会常議員就任 第二東京弁護士会倒産法制検討委員会委員就任 2000年10月 清水直法律事務所入所 2005年4月 角家・江木法律事務所開設（現任） 2017年1月 当社 監査役就任 2018年3月 株式会社セイファート社外監査役就任(現任) 2022年1月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任) [重要な兼職の状況] 角家・江木法律事務所 弁護士 株式会社セイファート社外監査役	-

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	重 富 公 博 (1978年10月4日生)	2004年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所 2008年8月 公認会計士登録 2009年8月 重富公認会計士事務所設立 代表（現任） 2010年8月 堂島監査法人 社員 2011年5月 北摂監査法人（現みかがみ監査法人）社員（現任） 2019年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス取締役 就任 〔重要な兼職の状況〕 重富公認会計士事務所代表 みかがみ監査法人 社員	-

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者のうち、江木晋氏、重富公博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、江木晋氏は4年、重富公博氏は、新任の取締役候補者であります。

2. 監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役に期待される役割につきましては、以下のとおりであります。

瀬川大介氏につきましては、株式会社リコーの管理部門の責任者及びリコーリース株式会社代表取締役社長として培った豊富な経営経験をもとにした幅広い見識により当社の監査・監督機能の強化に貢献していただくことを期待し、2022年1月より、当社の監査等委員である取締役として、適切な監査、監督を行っていることから、監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。

江木晋氏につきましては、9年間当社の社外監査役並びに取締役（監査等委員）として指導していただいており、引き続き弁護士としての専門的見地及び豊富な実務経験を独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化に貢献していただくことが期待できることから、監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

重富公博氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しておられ、会計士としての専門的見地及び豊富な実務経験を独立した立場から当社の取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化に貢献していただくことが期待できることから、監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。

江木晋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、重富公博氏の選任が承認された場合には、同氏も独立役員となる予定であります。

3. 当社は、監査等委員である取締役候補者のうち、瀬川大介氏、江木晋氏、重富公博氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、各候補者の任期途中である2026年5月21日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役については、法令に定める員数を欠いたことを就任の条件として、その任期は前任者の残存期間といたします。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、橘高真佐美氏の選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
橘 高 真 佐 美 (1973年9月20日生)	1997年4月ソニー株式会社入社 2009年12月 弁護士登録第62期東京弁護士会所属 ニューヨーク州弁護士登録 2010年1月 虎ノ門法律経済事務所 大谷グループ入所 2012年10月 弁護士法人東京パブリック法律事務所 三田支所（外国人国際部門）入所 2014年11月 虎ノ門法律経済事務所 大谷グループ入所 2017年3月 大谷&パートナーズ法律事務所入所（現任） [重要な兼職の状況] 大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橘高真佐美氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役に就任した場合に期待される役割につきましては、以下のとおりであります。
橘高真佐美氏につきましては、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有していることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 橘高真佐美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、橘高真佐美氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限とする予定であります。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、橘高真佐美氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、当社は本議案にかかる補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する2026年5月21日に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

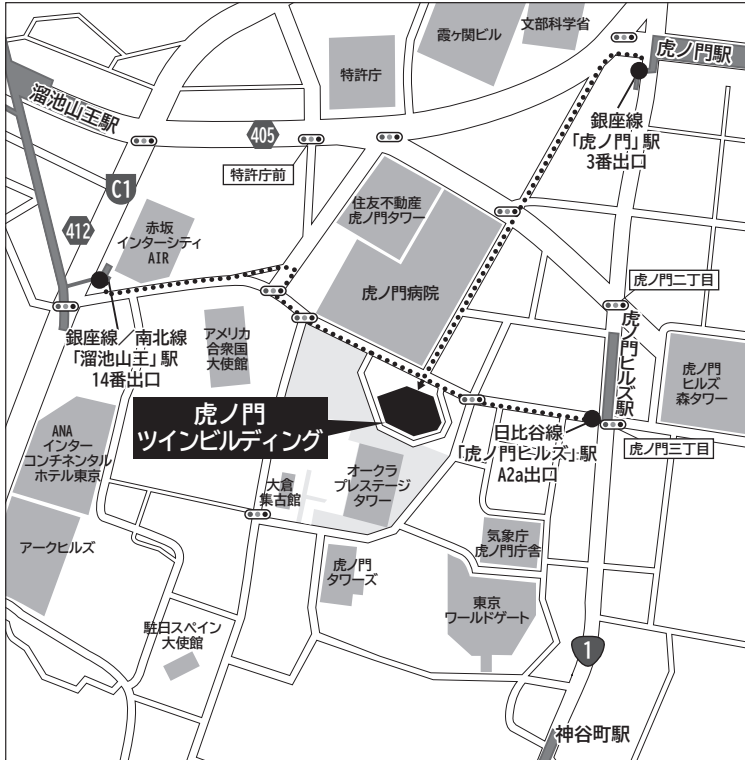
会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

虎ノ門ツインビルディング西棟 地下1階

虎ノ門ツインビルディング カンファレンスホール

中会議室A

Tel (0120)489-550



○交通機関

東京メトロ	銀座線「虎ノ門」駅3番・2番出口より	徒歩6分
東京メトロ	銀座線・南北線「溜池山王」駅14番出口より	徒歩8分
東京メトロ	日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅A2a出口より	徒歩5分